

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

1 抗告の趣旨

原命令を取り消す。

2 抗告の経過

一件記録によれば、抗告人は、別紙物件目録記載の物件番号 1 ないし同 2 1 の不動産について、平成 1 5 年 5 月 2 2 日付けで被告に対し、平成 1 5 年度固定資産課税台帳登録価格について審査の申出をしたが、被告が同年 1 2 月 1 1 日付けでこれを棄却したため、被告に対し、上記各物件について同目録適正価格欄各記載の金額を超える部分の取消を求めて、原裁判所に本件行政訴訟を提起したものである。

ところで、抗告人は、本件行政訴訟の訴額を算定するに当たり、本件各物件ごとに請求の価額を計算し、これを合算した金額（8 8 9 万 7 8 0 0 円）を本件訴訟の目的の価額として貼用印紙額を 4 万 6 0 0 0 円と算定し、本件訴状に当該金額の印紙を貼付したが、これに対し、原裁判所裁判長は、本件各物件ごとの請求の価額について印紙額を計算すべきであり、これによれば抗告人が貼付した印紙額は同目録記載の物件番号 1 ないし同 4 の不動産に充当されるものの、同 5 以下については不足が生じるとして、平成 1 6 年 4 月 1 2 日付けで抗告人に対し補正命令を発し（同月 1 3 日送達）、同目録記載の物件番号 5 から同 2 1 の不動産分の印紙額合計 3 万 7 0 0 0 円を 1 4 日以内に追納することを命じた。しかし、抗告人は、同期間内に印紙を追貼せず、原裁判所裁判長は、平成 1 6 年 5 月 6 日、命令により本件訴状（ただし、同目録記載の物件番号 5 ないし同 2 1 の各不動産に係る訴状）を却下した。

本件は、上記訴状却下命令に対する抗告事件である。

3 当裁判所の判断

(1) 抗告人は、本件審査決定は一つであり、物件ごとの審査決定が併合されているものではなく、したがって、この審査決定の取消しを求める本件取消訴訟は訴訟上の請求として一つである旨を主張する（抗告状 5 頁 5 から 1 5 行目）。そこで、まず、この点について検討する。

家屋課税台帳に登録された価格は、固定資産税の課税標準となる（地方税法 3 4 9 条 1 項）、地方税法の規定によれば、市町村長は家屋課税台帳に建物登記簿の表題部の事

項や所有権の登記名義人の住所氏名等のほか、当該家屋の基準年度の価格等を登録しなければならないものとされ（同法 381 条 3 項）、さらに、市町村長は、固定資産評価員の作成した評価調書に基づいて、固定資産の評価等を決定しなければならない（同法 410 条 1 項）、また、これを決定した場合には、固定資産課税台帳に登録しなければならないものとされている（同法 411 条 1 項）。これらの規定と固定資産税が、土地・家屋等に対して課される物税であることを考慮すると、市町村長は、個々の不動産ごとにその価格を決定し、個々の不動産ごとに作成される固定資産台帳にこれを登録すべきものとしていることが明らかである。そして、固定資産課税台帳に登録された価格について不服のある固定資産税の納税者は、所定の期間内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができるが（同法 432 条 1 項）、納税者は登録価格について不服のある固定資産を選んで審査の申出をすることができることは当然であるし、市町村長は、固定資産評価審査委員会の決定により固定資産課税台帳に登録された評価を修正する必要があるときは、価格を修正して登録しなければならない（同法 435 条 1 項）ことからすれば、固定資産評価審査委員会の審査の決定は、固定資産課税台帳に登録された固定資産ごとにしなければならないことは明らかである。

本件においては、原告人は、別紙物件目録記載の 1 ないし 21 の各固定資産について被告に対して審査の申出をしたところ、被告は実質審査をした結果、いずれの固定資産についても不服の理由がないと判断して、各審査申出を棄却する趣旨の決定をしたことが記録上明らかであるが、この場合に被告が「本件各審査の申出を棄却する。」とせず、「本件申出はこれを棄却します。」との主文を掲げたからといって、このことから直ちに、審査決定が 1 個であるということにはならない。

したがって、原告人としては、審査の申出が棄却された固定資産のうちの 1 個又は数個の固定資産を選択して当該固定資産についての審査の申出を棄却した決定の取消訴訟を提起できると解されるところ、本件訴状によれば、原告人は別紙物件目録記載の物件番号 1 ないし 21 の各不動産について棄却決定の取消しを求める趣旨であることが明らかであるから、本件は、当該請求 21 件分を 1 通の訴状に記載したものと解さざるをえない。

以上によれば、原告人の上記主張が失当であることは明らかである。

(2) 次に、本件訴状について納付すべき手数料額について検討する。

行政事件訴訟手続においても、それが財産上の請求である場合には、訴訟の目的の価額に応じて手数料額が定まること、訴訟の目的の価格は訴えで主張する利益によって算定すべきことは、民事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」という。）1 条、3 条、4 条により明らかであり、主張する利益は、本件の場合には、固定資産税額が減少することとなる額とするのが相当である。

原告人の主張は、上記の見解に立った上で、本件訴状について納付すべき手数料は、別紙物件目録記載の物件番号 1 ないし 21 の固定資産について固定資産税額が減少することとなる額を合計して、それに費用法 3 条の規定を適用すべきであるとするものであるから、

帰するところ、併合請求の場合の訴訟の目的の価格を定めた民事訴訟法 9 条 1 項本文の適用を求めているものと解される。

ところで、行政事件訴訟法は、7 条において「この法律に定めがない事項については、民事訴訟法の例による。」とし、16 条 1 項において「取消訴訟には、関連請求に係る訴えを併合することができる。」としているところ、同条同項は、少なくとも、抗告人が取消訴訟を提起する場合において、これと関連請求の関係にない訴えについては、これを併合提起することを許容しない趣旨の規定と解さざるをえない。したがって、抗告人が、1 通の訴状により、取消訴訟とこれと関連請求の関係にない訴訟等を提起しても、少なくとも民事訴訟法 9 条 1 項本文の適用はないから、原則にもどって各個の訴訟の目的の価額により算出された手数料を納付すべきであり、このことは、受訴裁判所がその後の過程において、これらの弁論を分離して審理判断するか否かとはかかわりのない事柄である。

そうして、固定資産の評価については、個々の固定資産ごとにその具体的状況に従って個別に判断されるべきことについては、(1) で説示したとおりであるから、一つの固定資産についての固定資産評価審査委員会の決定の取消訴訟と他の固定資産についてのそれとが行政事件訴訟法 13 条各号の関連請求に当たらないことは明らかである。

(3) 以上によれば、本件訴状(ただし、別紙物件目録記載の物件番号 1 ないし同 2 1 の各不動産に係る訴状)に係る手数料は 8 万 3 0 0 0 円となるところ、抗告人は、民事訴訟法 9 条 1 項本文の適用があることを前提として 4 万 6 0 0 0 円の手数料しか納付しなかったことが記録上明らかである。この場合に、受訴裁判所として、不足額 3 万 7 0 0 0 円の納付を命じ、その納付がない場合に、各請求に不足額が生ずるとして全部の訴状を却下すべきであるとも考えられるが、原審のように、訴えを分離した上で不足額を生ずる訴えについての納付を命じ、その納付がなかったとして、納付を命じた部分の訴えのみを却下したからといって、これを違法とすべき理由はない。

(4) 以上によれば、抗告人の抗告には理由がなく、原裁判所裁判長が印紙の追納を命じ、これに抗告人が応じなかったことに基づき本件訴状(同目録記載の物件番号 5 ないし同 2 1 の各不動産に係る訴状)を却下したことは相当である。よって、行政事件手続法 7 条、民事訴訟法 3 3 1 条、3 0 2 条に基づいて、主文のとおり決定する。

(東京高等裁判所第 2 民事部)